

平成28年版

交通白書

福島県
福島県警察本部

はじめに

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から5年7か月が経過しました。この間、県民の皆様の御努力、国内外からの御支援により、本件は復興に向けた歩みを着実に進めてまいりました。

しかし、いまだに避難生活を余儀なくされている方も多数おられることなどから、より一層交通安全活動を推進していくことが求められています。

県といたしましては、引き続き「福島県復興計画」に基づく施策に全力で取り組み、全ての県民が安全に安心して暮らせる元気で明るい福島県を築き上げる決意であります。

さて、県民が安全に安心して暮らせるためには、交通安全対策は極めて重要です。

昨年の本県の交通事故は、発生件数・死者数・傷者数ともに減少し、発生件数については、49年ぶりに7,000件を下回りました。死者数については前年より10人減少し、平成に入り最少となりました。

この成果は、震災等の影響により交通環境が大きく変化している中、効果的な交通安全活動を推進した結果であり、御理解と御協力をいただいた交通安全関係団体の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

県は、「第9次福島県交通安全計画」において平成27年までに
「年間の24時間死者数を85人以下」「年間の死傷者数を11,600人以下」とする目標を設定しておりましたが、皆様のおかげで達成することができました。

本年は「第10次福島県交通安全計画」を策定し、平成32年までに
「年間の24時間死者数を60人以下」「年間の死傷者数を6,300人以下」とする目標を設定しております。

この目標を確実に達成するためには、地域における県民等が自主的な活動の輪を広げるとともに、有機的に連携・協力をを行うネットワークを構築することが重要であり、県は、「交通事故のない社会を目指して」「県民参加の推進」「関係機関・団体相互の連携・協力の推進」「効果的・効率的な対策の推進」を基本理念として、各種交通安全対策に積極的に取り組んでまいります。

結びに、本県の交通安全活動及び交通事故の実態についてまとめた本書により、多くの皆様の理解や关心を更に深めていただくとともに、今後の交通安全対策の推進に役立てていただけますようお願いいたします。

平成28年10月

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

序説

| | |
|---------------------|---|
| 1 交通事故の動向と交通安全対策の推進 | 1 |
| 2 交通安全対策の今後の方向 | 4 |

■第1編 県内の交通情勢

| | |
|----------------|----|
| 第1 人口 | 5 |
| 1 県内の人口の年次別推移 | 5 |
| 2 県内市町村別人口と世帯数 | 6 |
| 第2 道路 | 7 |
| 1 福島県の道路現況概要 | 9 |
| 2 国道の現況 | 9 |
| 第3 自動車保有台数 | 10 |
| 1 年次別自動車台数の推移 | 11 |
| 2 市町村別車両台数 | 12 |
| 第4 自動車交通量 | 14 |
| 1 一般道路自動車交通量 | 14 |
| 2 高速道路自動車交通量 | 15 |

■第2編 交通安全対策の組織と活動

| | |
|-----------------------|----|
| 第1 交通安全対策の組織 | 16 |
| 1 県の組織 | 16 |
| 2 市町村における組織 | 18 |
| 3 民間における組織 | 19 |
| 第2 交通安全活動 | 22 |
| 1 交通安全総合対策の決定 | 22 |
| 2 交通安全運動の推進 | 24 |
| 3 交通安全教育の推進 | 28 |
| 4 自動車の使用者等に対する安全対策の推進 | 31 |
| 5 高齢者に対する交通事故防止活動の展開 | 31 |
| 6 チャイルドシートの普及促進対策 | 32 |
| 7 自転車事故防止対策 | 32 |
| 第3 交通安全県民大会 | 34 |

■第3編 交通事故

| | |
|---|----|
| 第1 全国の交通事故 | 36 |
| 1 概況 | 36 |
| 2 都道府県別交通事故発生状況 | 37 |
| 3 都道府県別人口・車両台数・運転免許保有者当たりの交通事故発生状況 | 38 |
| 4 全国の交通事故・自動車台数等の年次推移 | 39 |
| 第2 東北の交通事故 | 40 |
| 1 概況 | 40 |
| 2 県別交通事故発生状況 | 40 |
| 3 県別・年別推移 | 41 |
| 第3 県内の交通事故とその特徴 | 42 |
| 1 概況 | 42 |
| 2 交通事故の発生状況 | 42 |
| 3 特定事故の発生状況 | 48 |
| 4 交通事故の推移等 | 57 |
| (1) 交通指標の推移 | 57 |
| (2) 年別・事故・自動車台数・運転者数等調 | 58 |
| (3) 警察署別事故発生の推移 | 60 |
| (4) 事故発生・年別・月別推移 | 62 |
| (5) 警察署別事故発生状況 | 62 |
| (6) 市町村別事故発生状況 | 63 |
| (7) 道路別事故発生状況 | 65 |
| (8) 道路別事故発生状況(主要地方道) | 66 |
| (9) 道路別事故発生状況(一般県道) | 67 |
| (10) 道路形状別・道路線形別・事故類型別発生状況 | 71 |
| (11) 昼夜別事故発生状況 | 74 |
| (12) 時間別事故発生状況 | 75 |
| (13) 車種別・事故車種免許取得後の経過年数別・年齢別発生状況(第1当事者) | 76 |
| (14) 警察署別・事故類型別発生状況 | 77 |
| (15) 当事者別・違反別事故発生状況 | 80 |
| (16) 当事者種別・年齢別発生状況 | 82 |
| (17) 年齢別・違反別事故発生状況 | 83 |
| (18) 当事者種別・形状別発生状況 | 85 |
| (19) 当事者種別・用途別発生状況 | 86 |
| (20) 地方振興局別交通事故発生状況 | 87 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (21) 地方振興局別・状態別交通事故被害状況 | 89 |
| 第4 県内の特定事故の発生状況 | 101 |
| 1 死亡事故 | 101 |
| 2 歩行者の事故 | 109 |
| 3 自転車の事故 | 115 |
| 4 子どもの事故 | 120 |
| 5 高校生の事故 | 126 |
| 6 自動車のシートベルト着用状況 | 130 |
| 7 青年運転者の事故 | 133 |
| 8 高齢者の事故（65歳以上） | 137 |
| 9 初心運転者の事故 | 143 |
| 10 飲酒運転の事故 | 146 |
| 11 無免許運転の事故 | 149 |
| 12 二輪車の事故 | 153 |
| 13 タクシーの事故 | 161 |
| 14 バスの事故 | 163 |
| 15 ダンプカーの事故 | 166 |
| 16 安全運転管理者選任事業所の事故 | 168 |
| 17 県外居住者の事故 | 171 |
| 18 道路環境等 | 175 |
| 19 その他の事故 | 177 |

■第4編 高速道路

| | |
|---------------|-----|
| 1 路線別交通事故発生状況 | 180 |
| 2 月別交通事故発生状況 | 180 |
| 3 交通事故原因別発生状況 | 181 |
| 4 時間別交通事故発生状況 | 181 |

■第5編 交通指導取締り

| | |
|-------------------|-----|
| 1 交通指導取締り状況 | 182 |
| 2 交通法令違反取締り年別推移状況 | 182 |
| 3 違反形態別取締り状況 | 183 |
| 4 反則金納付状況 | 183 |
| 5 暴走族取締り状況 | 183 |

■第6編 交通安全施設と交通規制

| | |
|-------------------|-----|
| 第1 交通安全施設 | 184 |
| 1 各種交通安全施設の整備状況 | 184 |
| (1) 道路別信号機設置状況 | 184 |
| (2) 道路標識等整備状況 | 184 |
| (3) 交通管制システムの整備状況 | 185 |
| 第2 交通規制 | 186 |
| 1 道路別交通規制状況 | 186 |

■第7編 運転免許と行政処分

| | |
|----------------------|-----|
| 第1 運転免許 | 187 |
| 1 運転免許保有者数 | 187 |
| (1) 運転免許保有者数の推移 | 187 |
| (2) 運転免許種類別保有者数 | 187 |
| (3) 警察署別・年代別運転免許保有者数 | 188 |
| 2 運転免許試験 | 190 |
| (1) 運転免許試験の推移 | 190 |
| (2) 運転免許種類別受験者数 | 190 |
| 3 運転免許証の交付状況 | 190 |
| 4 運転免許更新手続きの日曜窓口開設状況 | 191 |
| (1) 福島運転免許センター | 191 |
| (2) 郡山運転免許センター | 191 |
| 5 指定自動車教習所 | 191 |
| (1) 指定自動車教習所等の状況 | 191 |
| (2) 指定自動車教習所等一覧 | 192 |
| 第2 行政処分 | 193 |
| 1 行政処分決定状況 | 193 |
| 2 意見の聴取（聴聞）の実施状況 | 193 |
| 3 仮停止の状況 | 193 |
| 4 年別行政処分決定状況 | 193 |
| 5 主な違反別処分決定状況 | 194 |
| 6 量定別処分決定状況 | 194 |
| 7 年別意見の聴取（聴聞）実施状況 | 194 |
| 第3 運転者講習 | 195 |
| 1 停止処分者講習の実施状況 | 195 |

| | | |
|---|--------------------------|-----|
| 2 | 更新時講習等の実施状況 | 195 |
| 3 | 初心運転者講習の実施状況 | 195 |
| 4 | 取消処分者講習の実施状況 | 195 |
| 5 | 違反者講習の実施状況 | 195 |
| 6 | 高齢者講習の実施状況 | 195 |
| | 別表 年別停止処分者講習実施状況 | 196 |
| | 別表 年別更新時講習実施状況 | 196 |
| | 別表 警察署別更新時講習及び特定任意講習実施状況 | 197 |

■第8編 被害者救済

| | | |
|----|------------------|-----|
| 第1 | 救急業務 | 198 |
| 1 | 救急業務実施体制 | 198 |
| 2 | 高速道路における救急業務実施体制 | 198 |
| 第2 | 交通事故相談 | 199 |
| 1 | 交通事故相談の実施 | 199 |
| 2 | 交通事故相談件数 | 199 |
| 3 | 市町村との連携 | 201 |
| 第3 | 被害者支援対策 | 202 |
| 1 | 関係機関・団体との連携 | 202 |
| 2 | 被害者等の視点に立った被害者支援 | 202 |
| 3 | 被害者支援の気運醸成 | 202 |

序 説

1 交通事故の動向と交通安全対策の推進

(1) 国の施策の経過

我が国の交通事故は、モータリゼーションの発展に伴って、昭和45年には、約100万人の死傷者を記録するという史上最悪の状況となり、交通の安全確保が大きな問題となつた。

このため、国を挙げて対策に取り組むため、昭和45年に交通安全対策基本法を制定し、同法に基づき目標・施策を明確にした交通安全基本計画をスタートさせた。

◎ 昭和45年 第1次交通安全基本計画(昭和46年～50年)

- ・目 標 歩行者の安全確保
- ・結 果 歩行者の死亡事故を大幅に減少させることに成功した。

◎ 昭和51年 第2次交通安全基本計画(昭和51年～55年)

- ・目 標 昭和55年までに交通事故死者数を昭和45年の16,765人の半数以下に抑制する。
- ・結 果 昭和55年には死者数を8,760人まで減少させるなど目標をほぼ達成する成果をあげた。

◎ 昭和56年 第3次交通安全基本計画(昭和56年～60年)

- ・目 標 交通事故死者数を8,000人以下に抑制する。
- ・結 果 予想を上回る運転免許人口や車両台数の増加等の交通環境の急激な変化により、昭和60年の死者数は9,261人を記録し、計画の目標を達成することができなかつた。

◎ 昭和61年 第4次交通安全基本計画(昭和61年～平成2年)

- ・目 標 第3次交通安全基本計画と同様に平成2年までに死者数を8,000人以下に抑制する。
- ・経 過 ① 昭和61年の道路交通法改正により原動機付自転車乗車ヘルメットの着用義務づけ、及びシートベルト非着用者に対する点数制度適用を導入した。
② 死者数は増加を続け、昭和63年には1万人を突破し、平成元年には死者数がさらに増加して11,000人台を超えたため、政府が非常事態を宣言し、交通白書の中で「第2次交通戦争」と表現する事態となつた。
- ・結 果 平成2年の緊急対策の推進など懸命な抑止活動を重ねたが、交通事故の増加が続き、死者11,227人となり目標を達成することができなかつた。

◎ 平成3年 第5次交通安全基本計画(平成3年～7年)

- ・目 標 死者数を10,000人以下に抑制する。
- ・経 過 平成5年秋の全国交通安全運動初日に内閣総理大臣談話「交通安全について、国民の皆さんへ」を発表し、交通安全に対する国民意識の向上を促進するとともに、新たな総合的な安全対策の積極的な推進を示した。
- ・結 果 計画年次中、交通事故死者数を548人減少させることができたが、平成7年の死者は10,679人で目標を達成することはできなかつた。

- ◎ 平成 8 年 第 6 次交通安全基本計画（平成 8 年～12 年）
 - ・目 標 年間の交通事故死者数を平成 9 年までに 10,000 人以下とし、さらに、平成 12 年までに 9,000 人以下とする。
 - ・結 果 平成 9 年までに 10,000 人以下とする目標は達成したが、平成 12 年までに 9,000 人以下とする目標は達成できなかった。
- ◎ 平成 13 年 第 7 次交通安全基本計画（平成 13 年～17 年）
 - ・目 標 自動車保有台数当たりの死傷者数を可能な限り減少させるとともに、平成 17 年までに年間の 24 時間死者数を、交通安全対策基本法施行以降の最低であった昭和 54 年の 8,466 人以下とする。
 - ・結 果 平成 14 年までに 8,466 人以下とする目標を達成し、平成 17 年には約半世紀ぶりに 6,000 人台までに減少することができた。しかし、自動車保有台数当たりの死傷者数の減少については不十分なものとなった。
- ◎ 平成 18 年 第 8 次交通安全基本計画（平成 18 年～22 年）
 - ・目 標 年間の 24 時間死者数を平成 22 年までに 5,500 人以下とするとともに、年間の死傷者数を 100 万人以下とする。
 - ・結 果 平成 20 年には、24 時間死者数が 5,155 人、年間の死傷者数が 950,659 人となり、以降も減少傾向が続き、目標を達成する成果をあげた。
- ◎ 平成 23 年 第 9 次交通安全基本計画（平成 23 年～27 年）
 - ・目 標 平成 27 年までに、年間の 24 時間死者数を 3,000 人以下、年間の死傷者数を 70 万人以下とする。
 - ・結 果 平成 27 年には、24 時間死者数が 4,117 人、年間の死傷者数が 666,023 人となり、死者数は目標を達成することができなかつたが、死傷者数は目標を達成する成果をあげた。

（2）本県の施策の経過

本県においても、昭和 40 年代半ばまでの交通事故死者数の増大に対処して、交通安全対策基本法に基づき、具体的な施策を明確にした交通安全基本計画をスタートさせた。

- ◎ 第 1 次交通安全計画（昭和 46 年～50 年）
 - ・結 果 昭和 45 年交通事故死者 337 人を昭和 50 年 247 人（昭和 45 年対比 90 人減）と大幅に減少（特に歩行者）させる成果をあげた。
- ◎ 第 2 次交通安全計画（昭和 51 年～55 年）
 - ・結 果 昭和 55 年の交通事故死者を 152 人まで減少（昭和 50 年対比 95 人減）させることができ、昭和 45 年の交通事故死者の半減を謳った第 2 次交通安全基本計画の目標を達成した。
- ◎ 第 3 次交通安全計画（昭和 56 年～60 年）
 - ・結 果 予想を上回る運転免許人口や車両台数の増加等の交通環境の急激な変化が対策の効果

を減退させたため、昭和 60 年の交通事故死者は 198 人（昭和 55 年対比 46 人）に達し、交通事故死者の減少を図ることはできなかった。

◎ 第 4 次交通安全計画（昭和 61 年～平成 2 年）

- ・結果 全国平均を上回る高齢化、夜型化社会の進展、シートベルト着用率の低下等により、昭和 63 年以降 3 年連続して交通事故死者が 200 人を超える、平成 2 年には 237 人（昭和 60 年対比 39 人増）に達した。

◎ 第 5 次交通安全計画（平成 3 年～7 年）

- ・結果 平成 3 年より「セーフティ福島 91 県民運動」に基づく「県交通安全フェア」等の開催、平成 5 年から「うつくしま・福島交通マナーアップ県民運動」に基づく「高齢者交通安全中堅指導者養成講習会」など新規の交通事故防止活動を開催したが、福島空港の開港、国体関連事業の拡大、高速道路網整備・延伸等による交通の質的変化と交通量の増大が大きく作用し、8 年連続して交通事故死者 200 人を超える高原状況となり、平成 7 年には死者 241 人（平成 2 年比 4 人増）となった。

◎ 第 6 次交通安全計画（平成 8 年～12 年）

- ・目標 今次計画において、はじめて目標（交通事故死者数を平成 9 年までに 200 人以下、平成 12 年までに 180 人以下）を設定した。
- ・結果 平成 8 年から「うつくしま・ふくしまセーフティチャレンジ事業」を始め、平成 9 年からは、ストップザ交通事故緊急対策等を実施し、交通事故の減少に努めた。平成 9 年の死者数は、198 人（平成 7 年比 43 人減）と、平成 9 年までの目標を達成した。さらに平成 11 年の死者数は、171 人で昭和 55 年以来 19 年ぶりに 180 人を下回り、第 6 次交通安全の目標を 1 年先取りして達成した。

◎ 第 7 次交通安全計画（平成 13 年～17 年）

- ・目標 平成 17 年までに年間の 24 時間死者数を 170 人以下とする。
- ・結果 発生件数及び死傷者数とも平成 14 年以降 4 年連続して減少し、平成 15 年の死者数は 169 人となり 2 年前倒しで目標を達成した。

さらに、平成 17 年には昭和 34 年以来 46 年ぶりとなる 150 人以下を達成した。

◎ 第 8 次交通安全計画（平成 18 年～22 年）

- ・目標 平成 22 年までに年間の 24 時間死者数を 110 人以下、死傷者数を 15,000 人以下とする。
- ・結果 発生件数及び死傷者数とも平成 14 年から順調に減少し、平成 20 年には年間死傷者数が 14,772 人となり 2 年前倒しで目標を達成し、平成 21 年には死者数が 101 人となり 1 年前倒しで目標を達成した。

最終年の平成 22 年は、発生件数、傷者数とも引き続き 9 年連続減少し、死傷者数は平成 2 年以降最も少ない 13,365 人となったが、死者数 112 人となり 9 年ぶりに増加した。

◎ 第 9 次交通安全計画（平成 23 年～27 年）

- ・目 標 平成 27 年までに年間の 24 時間死者数を 85 人以下、死傷者数を 11,600 人以下とする。
- ・結 果 平成 27 年には、24 時間死者数が 77 人、死傷者数が 8,344 人となり、目標を達成する成果をあげた。

2 交通安全対策の今後の方向

国は、平成 28 年の中央交通対策会議において、交通事故の更なる減少を目指し、平成 32 年までに死者数を 2,500 人以下、死傷者数を 50 万人以下とする目標を設定し、交通事故総量抑制を図る第 10 次交通安全計画を策定した。

これを受け、県は、平成 28 年 5 月、第 10 次福島県交通安全計画を策定し、平成 32 年までに
「年間の 24 時間死者数を 60 人以下」
「年間の死傷者数を 6,300 人以下」
とする目標を設定した。

この計画の推進に当たっては、交通社会は地域社会と密接な関係を有していることから、地域における県民等の自主的な活動の輪を広げるとともに、それらが有機的に連携・協力する地域的なネットワーク構築が重要であり、基本理念を「交通事故のない社会を目指して」「県民参加の推進」「関係機関・団体相互の連携・協力の推進」「効果的・効率的な対策の推進」とし、「高齢者及び子供の交通事故防止」「自転車の安全利用」「シートベルトの着用の徹底」「交通安全意識の向上」を対策の重点として「道路交通環境の整備」「交通安全思想の普及徹底」など 9 つの分野別の施策を展開していくこととしている。